

平成29年4月から始めました

甲賀市介護予防・日常生活支援総合事業  
 (略称:総合事業)  
 ご案内

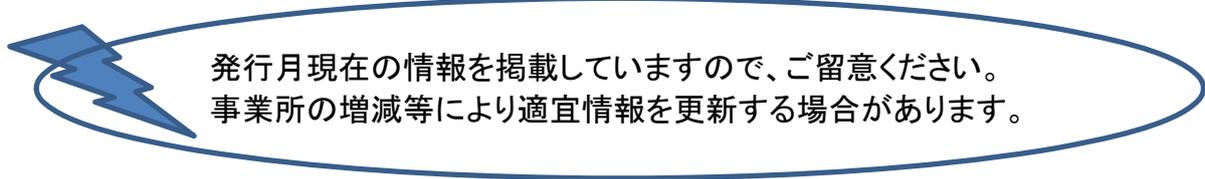


【相談・問い合わせ先】

相談先	住所	電話・FAX
長寿福祉課	甲賀市水口町水口 6053 番地	電話:0748-69-2165 FAX:0748-63-4085
すこやか支援課		電話:0748-69-2167 FAX:0748-63-4085
水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	電話:0748-65-1170
土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	電話:0748-66-1610
甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	電話:0748-88-8136
甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	電話:0748-86-8034
信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野 473 番地	電話:0748-82-3180

甲賀市長寿福祉課・すこやか支援課・地域包括支援センター

～平成30年8月発行～



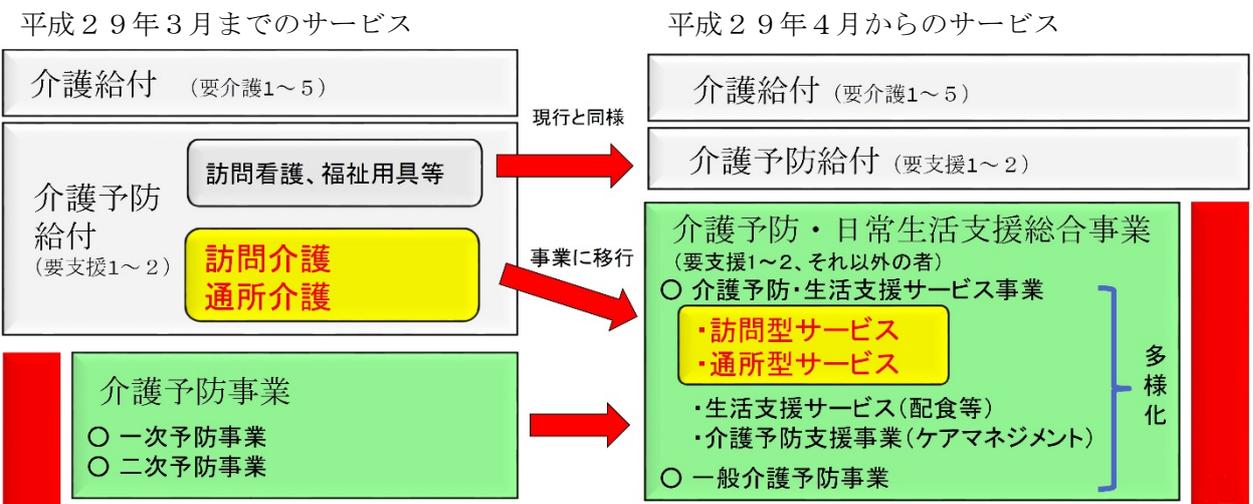
発行月現在の情報を掲載していますので、ご注意ください。  
事業所の増減等により適宜情報を更新する場合があります。

## 総合事業の目的

介護保険法の改正により、すべての市町村は平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)を実施することとなり、甲賀市では平成29年4月から総合事業を開始しました。

総合事業は、市町村が中心となり地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の一環として、総合事業を実施しています。



## 総合事業の構成

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つから構成されています。

**介護予防・生活支援サービス事業**  
【対象者】要支援1・2、事業対象者※

- ◎訪問型サービス(現行相当)
- ◎訪問型サービスA
- ◎通所型サービス(現行相当)
- ◎通所型サービスA
- ◎通所型サービスC

(P6~)

**一般介護予防事業**  
【対象者】65歳以上の全ての方

- ◎いきいき100歳体操、各種サークル支援
- ◎ボランティアポイント制度
- ◎介護予防・フレイル予防教室
- ◎地域リハビリテーション活動
- ◎キャラバンメイトと認知症サポーター養成
- ◎介護予防普及啓発 (P11~)

※**事業対象者**とは……介護保険の要支援の認定を受けなくても、『基本チェックリスト』を使った判定を受けることで総合事業サービスを利用することができる人のことです。

# サービスの利用方法

まずは市の担当窓口や地域包括支援センターに相談してください

～基本チェックリストを受けるめやす～

○要介護まではいかないが身体能力に衰えが始めた方で、訪問型サービスや通所型サービスのみを使いたい方

～要介護（要支援）認定申請をするめやす～

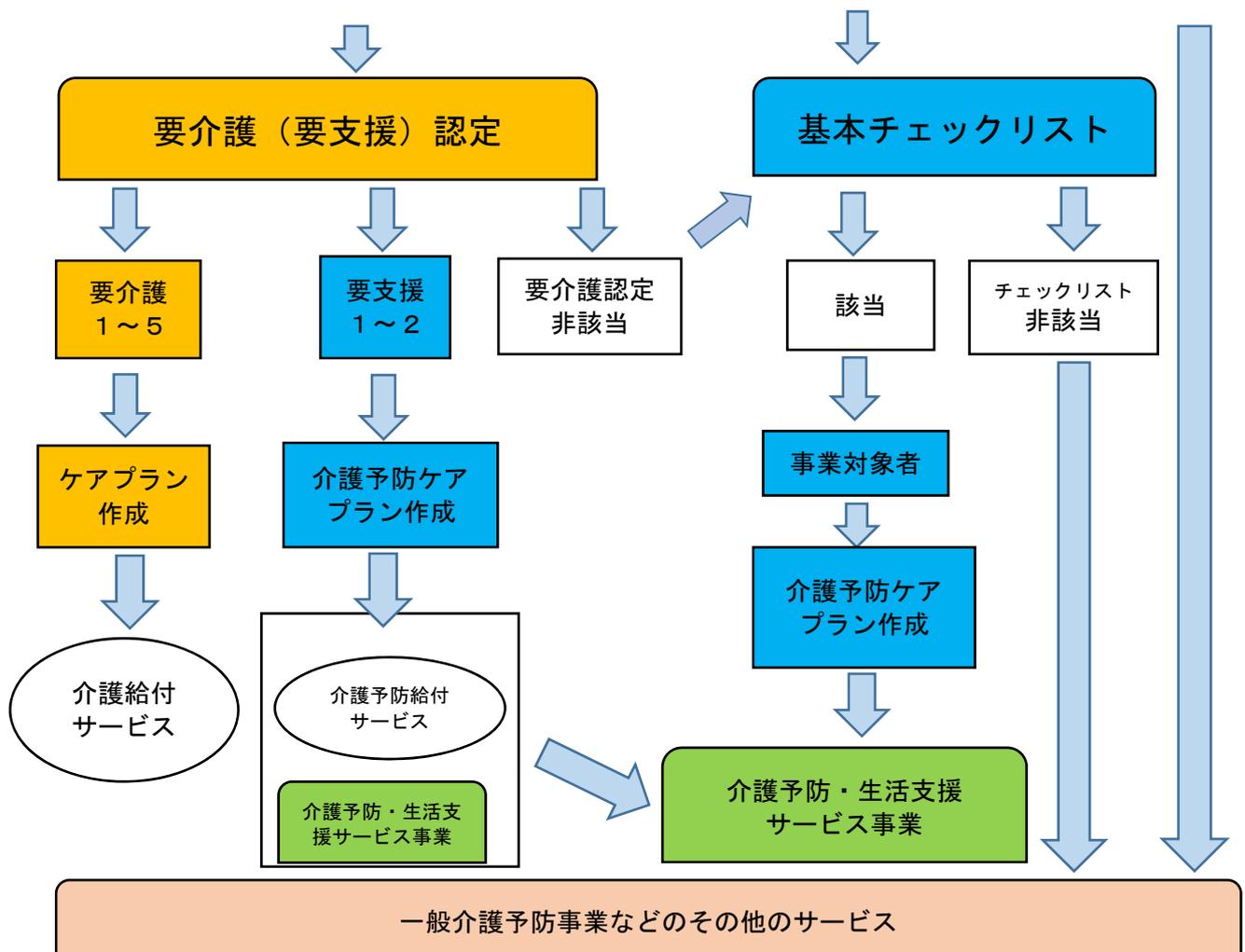
○要介護まではいかないが身体能力に衰えが始めた方で、訪問型サービスや通所型サービス以外にも介護保険サービス（福祉用具・訪問看護など）を併用して利用したい方。

○介護保険サービス（福祉用具・訪問看護など）のみ利用したい方。

○明らかに要介護状態にある方。

○第2号被保険者（40～64歳）の認定を受けられる状態にある方。

※ご利用者の希望や心身の状態などを聞かせていただき、基本チェックリストを受けるのが良いか、要介護（支援）認定申請をするのが良いかを相談させていただきます。



## 〈基本チェックリストとは？〉

運動、栄養、口腔などの生活状況について、31項目からなる質問票のことです。

## 〈基本チェックリスト〉

下記の質問に対して「はい」か「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。

		記入日	平成 年 月 日	
番号	質問	どちらかを○で囲んでください。		この欄は記入不要です
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	/20
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	/5
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長と体重をご記入ください <身長 cm > <体重 kg >			/2
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	/3
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	/2
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	/3
21	大切な物は自分でかたづけ、必要な時にはいつでも使えますか	はい	いいえ 2	
22	人に近所の道を尋ねられたら正確に教えられますか	はい	いいえ 2	
23	このごろ近所の不幸を聞くだけでもすぐに涙がでますか	はい 4	いいえ	
24	このごろ物を置き忘れることが多くなりましたか	はい 3	いいえ	
25	このごろ外出して道に迷うことがありますか	はい 2	いいえ	
26	小便や大便をもらすことがありますか	はい 5	いいえ	/18
27	(ここ2週間で)毎日の生活に充実感がないと感じますか	1. はい	0. いいえ	
28	(ここ2週間で)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなったと感じますか	1. はい	0. いいえ	
29	(ここ2週間で)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられることがありますか	1. はい	0. いいえ	
30	(ここ2週間で)自分が役に立つ人間だと思えなくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
31	(ここ2週間で)わけもなく疲れたような感じがしますか	1. はい	0. いいえ	/5

## 〈基本チェックリスト〉による手続きについて

### 手続きが簡単です。

基本チェックリストを実施して、基準に該当し、届出をした『事業対象者』の方は要介護(要支援)認定を受ける必要がないため、更新の手続きが不要です。

#### ○事業対象者は認定期限がありません。

要介護(要支援)認定を受けた人は、一定の期間がくると主治医による意見書作成や認定調査員の調査を受け、審査会で審査・判定する認定手続きを受ける必要があります。

一方、基本チェックリストを実施して事業対象者となった方には認定期限がないため、手続きが簡単です。

### 利用できないサービスがあります。

要介護(要支援)認定を受けた方が使うサービスと比べると、利用できないサービスがあります。

#### ○利用できないサービスの例

訪問入浴……看護や介護の職員が居室内に浴槽を運び込み入浴を提供するサービス  
訪問看護……主治医の指示により看護師などが訪問し自宅療養中の人に提供する看護  
短期入所……家庭での介護が一時的に困難となった時、短期間入所して受ける介護  
福祉用具……杖や歩行器などのレンタル、ポータブルトイレや入浴用具などの購入  
住宅改修……安全に在宅生活を送るための手すりなどの取付等 ほか

### 必要な時は、 要介護(要支援)認定の申請ができます。

事業対象者となった後や、総合事業のサービスを利用し始めた後も、必要な時は、要介護(要支援)認定の申請ができます。

#### ○要介護(要支援)認定を申請する場合

体の状態が悪化したなどの場合には、すぐに地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと相談し、いつでも要介護(要支援)認定の申請ができます。

# 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1または要支援2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)が利用できるサービスです。

従来の予防給付サービスと同等の『現行相当サービス』と『緩和した基準によるサービス』があります。

サービス内容や利用回数は介護予防ケアマネジメントにより決定します。サービス利用開始前に地域包括支援センター(または担当ケアマネジャー)にご相談ください。

甲賀市の『現行相当サービス』は

- ①訪問型サービス(現行相当) ……P7
- ②通所型サービス(現行相当) ……P9

このサービスは平成28年度まで予防給付サービスで提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスと同等のサービスです。

甲賀市の『緩和した基準によるサービス』は

- ①訪問型サービスA ……P 8
- ②通所型サービスA ……P 9
- ③通所型サービスC ……P10

このサービスは、平成28年度までの予防給付サービスで提供していた介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスを提供するうえで事業所に定められている従業員の配置や設備等の基準が緩和されているサービスです。例えば、訪問型サービスAは訪問介護員(ホームヘルパー)の資格を持っていないが市が行った研修(担い手養成研修)を修了している者でも提供することができます。

## 介護予防ケアマネジメントとは

高齢者自身が、自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら健康の維持・増進に向けた取組みを行えるよう支援します。高齢者の自立支援に資するよう、心身機能の改善のほか、地域の中で役割を持って生活できるようアプローチし、介護予防・生活支援サービス事業を含め、目標達成に取り組めるようケアプランを作成します。

## 訪問型サービス

### ①訪問型サービス(現行相当)

訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、生活援助・身体介護を行います。

**身体介護** 利用者のための食事や入浴・更衣の介助を行います。

**生活援助** 掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物の代行等を行います。※

※ 同居家族がいる場合は、原則生活援助サービスを受けることはできませんが家族の状況等により利用できる場合がありますのでご相談ください。

※ 家族のための家事や、日常の範囲を超える家事は対象となりません。

- 利用できる人→既にサービスを利用して利用の継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められる人  
介護予防ケアマネジメントにより訪問介護員による専門的なサービス(身体介護)が必要と認められる人  
(例)退院直後で状態が悪化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な人  
認知症、難病等の進行性疾患により日常生活に特に支障があり、身体介護が必要な人

※上記のような状態ではないが、平成30年3月までに訪問介護を利用している人で継続が必要な人は、平成31年3月31日までは利用を継続することができます。

- 利用回数等  
週1～3回  
地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



#### 1か月あたりの自己負担の目安

利用回数	負担割合1割の人	対象者
週1回利用	1,217円/月	要支援1.2 事業対象者
週2回利用	2,433円/月	
週3回利用	3,860円/月	要支援2

※事業所の人員体制等により別に費用が加算または減算されるため、サービスを提供する事業者により利用料が異なる場合があります。

## ②訪問型サービスA

訪問介護員(ホームヘルパー)や市が行う研修(担い手養成研修)を修了した者が訪問し、生活援助を行います。

**生活援助** 利用者のための掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物の代行等を利用者の自立を促しながら行います。※

※ 同居家族がいる場合は、原則生活援助サービスを受けることはできませんが家族の状況等により利用できる場合がありますのでご相談ください。

※ 家族のための家事や日常の範囲を超える家事は対象となりません。

●利用できる人→『①訪問型サービス(現行相当)』に該当しない人で、サービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより認められる人

(例)新規で要介護認定申請をし要支援認定を受けられた人  
基本チェックリストで事業対象者と判定された人  
要支援認定があり、訪問型サービスを新たに利用する人

●利用回数等

週1~2回、1回30分未満または30分以上1時間以内  
地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



1回あたりの自己負担の目安

利用時間	負担割合1割の方	対象者
30分未満	172円/回	要支援1.2 事業対象者
30分以上1時間以内	259円/回	

## 担い手養成研修とは

市が実施する研修で、総合事業の従業者として従事していただくための知識習得を目的として実施します。この研修に修了することで、総合事業の訪問型サービスAの介護職員として従事していただくことができます。

平成30年度は年3回実施予定です。



平成29年度実施担い手養成研修



## 通所型サービス

### ①通所型サービス(現行相当)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなどを日帰りで受けられます。

- 利用できる人→既にサービスを利用して利用の継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められる人

介護予防ケアマネジメントにより専門的なサービスが必要と認められる人

(例)退院直後で状態が悪化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な人

認知症、難病等の進行性疾患があり、日常生活専門性が高い支援が必要と認められる人

- 利用回数等

週1～2回

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



1か月あたりの自己負担の目安

	負担割合1割の人	対象者
週1回利用	1,692円/月	要支援1、事業対象者
週2回利用	3,469円/月	要支援2

※食事・日常生活費(おむつ代など)は別途負担となります。

### ②通所型サービスA

通所介護施設(デイサービスセンター)で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなど半日のサービス(ミニデイサービス)を受けられます。

- 利用できる人→『①通所型サービス(現行相当)』に該当しない人で、サービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより認められる人

(例)新規で要介護認定申請をし、要支援認定を受けられた人

基本チェックリストで事業対象者と判定された人

要支援認定があり、通所型サービスを新たに利用する人

- 利用回数等

週1～2回、半日(2～3時間)

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



1か月あたりの自己負担の目安

	負担割合1割の人	対象者
週1回程度利用	1,354円/月	要支援1.2、事業対象者
週2回程度利用	2,775円/月	要支援2

※食事・日常生活費(おむつ代など)は別途負担となります。

### ③通所型サービスC(短期集中型)

保健または医療の専門職により提供される、主にリハビリテーションを行う短期集中予防サービスで、運動器の機能向上を目的とした3か月集中プログラムが受けられます。

- 利用できる人→介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要と認められた人  
3か月の短期集中利用により、機能回復が見込める人  
(例)要支援認定があり、通所型サービスを新たに利用する人  
基本チェックリストで事業対象者と判定された人  
新規で要介護認定申請をし、要支援認定を受けられた人

- 利用回数等  
週1回、3か月の期間(1回限り)



1か月あたりの自己負担の目安

	自己負担	対象者
週1回	1,470円/月	要支援1.2、事業対象者

# 一般介護予防事業 あなたの健康づくり・介護予防を応援します。

\*一般介護予防とは、高齢者がいつまでも自立して生活できるよう取り組む活動のことです。



## 仲間と一緒に 健康づくり

- ① 地域の通いの場  
いきいき100歳体操
- ② 介護予防に取り組んでいる地域の団体への支援

## いきいき100歳体操の様子



約40分の体操です。ゆっくりした体操ですが、転倒予防に効果があります。

## 生きがいを持って 笑顔で楽しく 健康づくり

- ① ボランティアポイント制度【募集中！】  
65歳以上で条件を満たす方を対象に、ボランティア活動を支援しています。ボランティア内容は、施設での掃除や話し相手、配膳下膳、畑作業などです。活動によってポイントが付き、集めたポイントで地域の特産品に交換ができます。
- ② 健康教室(介護予防・フレイル予防教室)  
いつまでも元気でその人らしくいきいきと暮らしていけるために健康や予防についての教室を開催します。
- ③ 地域リハビリテーション活動  
こどもから高齢者まで、リハビリテーションを通じて健康づくりを実施します。保健師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士など専門職によるアドバイスを個別または集団で受け、生活の中に生かしていけるよう支援します。



\*フレイル(虚弱)とは、加齢による心身の脆弱性が出現した状態のこと

## 地域で安心して いきいきと暮らし続けるために



### 認知症サポーター養成講座の様子



平成29年度では45団体に養成講座を実施し、1,351名の方がサポーターになってくださいました。

① 認知症キャラバン・メイトと認知症サポーターの養成  
認知症があってもその人らしく生活ができる地域づくりを目指し、社会福祉協議会と協働で「キャラバン・メイトと認知症サポーター」を養成します。

② 介護予防の普及・啓発  
介護予防の大切さについてパンフレットの作成や様々な健康教育を通じて啓発しています。

## 総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの事業所一覧

※サービス種類ごとに地域別、事業所番号順に並んでいます。年度途中で事業所が増減することがあります。情報は随時更新します。

### 訪問型サービス

#### < 訪問型サービス(現行相当) >

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所	事業所電話
2571400064	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち	水口町水口 5609 地	0748-63-7665
2571400676	A2	JAゆうハート 水口ヘルパーステーション	水口町新城 520	0748-65-5650
2571400791	A2	訪問介護事業所花こころ	水口町北泉二丁目 71 番地	0748-63-0812
2571400866	A2	あいむ水口 訪問介護	水口町北泉一丁目 138 番地	0748-62-2811
2571400692	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま	土山町北土山 1714 番地1	0748-66-2733
2571401070	A2	訪問介護ステーション甲賀シルバークア豊壽園	土山町北土山 1439-16	0748-66-8065
2571400239	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか	甲賀町大原中 886 番地	0748-88-4633
2571400015	A2	せせらぎ苑訪問介護サービス	甲南町葛木 855	0748-86-1020
2571400197	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうなん	甲南町寺庄 960	0748-86-1033
2571400767	A2	JA ゆうハート 甲南ヘルパーステーション	甲南町杉谷 108 番地 3	0748-86-9000
2571401005	A2	ヘルパーステーションえがお	甲南町稗谷 1910-218	080-3790-9603
2571401062	A2	ほねつぎ介護ヘルパーステーション希望ヶ丘	甲南町希望ヶ丘本町 9 丁目 421-31 2 階	0748-86-2155
2571400189	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションしがらき	信楽町長野 1252	0748-82-8055
2571400841	A2	JA ゆうハート 信楽ヘルパーステーション	信楽町柞原 793 番地	0748-70-3396

#### < 訪問型サービスA >

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所	事業所電話
2571401005	A3	ヘルパーステーションえがお	甲南町稗谷 1910-218	080-3790-9603
2571401070	A3	訪問介護ステーション甲賀シルバークア豊壽園	土山町北土山 1439-16	0748-66-8065

## 通所型サービス



### < 通所型サービス(現行相当) >

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400049	A6	兆生園デイサービスセンター	水口町今郷 1032 番地 25	0748-63-5691
2571400262	A6	甲賀市デイサービスセンター	水口町宇川 25 番地	0748-63-6080
2571400551	A6	碧水荘デイサービスセンター	水口町北内貴 307	0748-62-6841
2571400569	A6	NPOみなくちデイサービスセンター サテライトなごみ	水口町高塚 2-36	0748-63-5194
2571400569	A6	NPOみなくちデイサービスセンター	水口町京町 7 番 5 号	0748-62-2880
2571400700	A6	がんばるステーション	水口町南林口 17 番地	0748-62-0263
2571400734	A6	花いちご	水口町北泉 2 丁目 71 番地	0748-63-1161
2571400775	A6	デイサービス憩々	水口町北泉 2-84	0748-62-5552
2571400833	A6	樹の郷デイサービスセンター	水口町山 3309	0748-63-2900
2571400866	A6	デイサービスあいむ水口	水口町北泉一丁目 138 番地	0748-62-2811
2571400981	A6	レッツ倶楽部たかはし水口	水口町伴中山 3814 番地 2	0748-69-7155
2571401013	A6	はとがひらデイサービスセンター	水口町水口 6837-5	0748-65-0066
2571401096	A6	デイサービスまごころ	水口町山 3938-41	0748-63-5730
2571400148	A6	デイサービスセンターエーデル土山	土山町北土山 2057 番地	0748-66-1911
2571400452	A6	通所介護事業所 すずか山麓ぬくもりの家	土山町黒川 981 番地	0748-68-8040
2571400973	A6	デイサービスセンターたるみ	土山町頼宮 807-1	0748-60-1617
2571401070	A6	通所介護センター甲賀シルバーケア豊壽園	土山町北土山 479 番地	0748-66-8088
2571400155	A6	甲賀荘デイサービスセンター	甲賀町大原中 904	0748-88-5723
2571400288	A6	デイサービスセンターすこやか荘	甲賀町大原中 355	0748-88-5245
2571400353	A6	有限会社 ひだまり通所介護事業所	甲賀町大原上田 1583-2	0748-88-9131
2571400536	A6	デイサービスセンター 四季の里	甲賀町隠岐 2177 番地	0748-88-8363
2571400809	A6	デイサービスセンターささえ愛	甲賀町田堵野 516 番地 1	0748-88-5115

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400015	A6	せせらぎ苑デイサービスセンター	甲南町葛木 855 番地	0748-86-1022
2571400577	A6	ひなたぼっこかつらぎ	甲南町葛木 397 番地	0748-86-8875
2571400668	A6	JAゆうハート 甲南デイサービスセンター	甲南町杉谷 106 番地	0748-86-8588
2571400957	A6	懐かし処 いろり家	甲南町野尻 434	0748-86-4165
2571400031	A6	信楽荘デイサービスセンター	信楽町牧字小屋カイト 1159	0748-83-1313
2571400460	A6	有限会社デイサービスひまわりの家事業所	信楽町長野 1437 番地 70	0748-83-1124
2571400643	A6	コンシェルジュしがらき	信楽町長野 1532 番地 15	0748-82-4155
2571400841	A6	JAゆうハート ほそはらデイサービスセンター	信楽町柞原 793 番地	0748-70-3397
2571400924	A6	デイサービス 楽々	信楽町長野 1390-4	0748-60-5460
2571401054	A6	NPOしがらきデイセンター	信楽町江田 66 番地 4	0748-64-1021
2571401112	A6	レッツ倶楽部たかはし信楽	信楽町牧 1520 番地 1	0748-60-7413



## < 通所型サービスA >

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400981	A6	レッツ倶楽部たかはし水口	水口町伴中山 3814 番地 2	0748-69-7155
2571400569	A6	NPOみなくちデイサービスセンター — サテライトなごみ	水口町高塚 2-36	0748-63-5194
2571400700	A6	がんばるステーション	水口町南林口 17 番地	0748-62-0263
2571401096	A6	デイサービスまごころ	水口町山 3938-41	0748-63-5730
2571400148	A6	デイサービスセンターエーデル土山	土山町北土山 2057 番地	0748-66-1911
2571400353	A6	有限会社 ひだまり通所介護事業所	甲賀町大原上田 1583-2	0748-88-9131
2571400015	A6	せせらぎ苑デイサービスセンター	甲南町葛木 855 番地	0748-86-1022
25A1401123	A6	ひなたぼっこ げんき	甲南町希望ヶ丘 3 丁目 8-2	0748-70-2581
25A1401131	A6	JAゆうハート リハステージすぎたに	甲南町杉谷 108-3	0748-86-8588
2571401054	A6	NPOしがらきデイセンター	信楽町江田 66 番地 4	0748-64-1021
2571401112	A6	レッツ倶楽部たかはし信楽	信楽町牧 1520 番地 1	0748-60-7413

## < 通所型サービスC >

事業所番号	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400981	レッツ倶楽部たかはし水口	水口町伴中山 3814 番地 2	0748-69-7155
2571400148	デイサービスセンターエーデル土山	土山町北土山 2057 番地	0748-66-1911



